

電通北海道(次世代育成支援対策推進法)一般事業主行動計画

【計画期間】

2025年1月1日～2026年12月31日(2年間)

【目標】

柔軟に仕事と育児・介護等の両立を図りやすい制度の整備／施策の実施。

従業員への周知を随時実施していきます。

- 育児休業等を取得し、または子育て・看護を行う労働者が就業を継続し、活躍できるようにするための取組実施
 - ①全従業員へ育児目的休暇・育児休業制度周知(2025年3月～)
 - ②育児休業取得対象者には、個別具体的に育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、社の個別手当、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の説明会実施(2025年1月～)
 - ③育児休業からの復帰者向け説明会実施(管理監督者同席)(2025年1月～)

- 年次有給休暇取得促進のための措置実施
 - ①月に一日設定している「インプットホリデー(有休奨励日)やGW・夏季休暇など長期休暇取得のため、全従業員へ利用促進周知。(2025年1月～)
 - ②年次有給休暇年間5日以上取得の早期取得のため、取得状況をモニタリングし、取得が進んでいない対象従業員および管理監督者に個別に取得を促す。(各事業年度年7月～)

- 特別休暇制度の周知実施
 - ①不妊治療を受ける従業員対象に導入した「出生サポート休暇」や当社独自の休暇制度を従業員に定期的に周知(2025年4月～)